

令和6年度介護報酬改定 に伴う対応

令和6年3月15日(金)
福井県長寿福祉課

令和6年度介護報酬改定 対応を要する主な事項

1 届出に係る加算等の算定の開始時期

訪問通所サービス・居宅療養管理指導・福祉用具貸与

- ・ 毎月15日以前になされた場合…届出翌月
- ・ 16日以降になされた場合…届出翌々月

* 令和6年4月1日から算定開始する届出の場合は、4月1日以前を**予定**
(国通知に準ずるため、変更になる可能性あり)

短期入所サービス・特定入居者生活介護・指定施設サービス

- ・ 届出が受理された日が属する月の翌月（月の初日である場合は当該月）

2 利用者・家族等の承認

- ・ 文書の取扱い…書面の作成、保存等を電磁的記録にて行うことが可能

介護報酬改定(案)

- 令和6年度介護報酬改定について (厚生労働省 社会保障審議会)

[社会保障審議会 \(介護給付費分科会\) | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

[第239回社会保障審議会介護給付費分科会 \(Web会議\) 資料 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

基準(案)

- 報酬告示 [001195263.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)
- 算定構造 [001195509.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)